

食の安全に関する情報を食の安全情報通信員のみなさんを通じてお届けする情報紙です。

今回のテーマ 群馬県食品安全基本計画2016-2019がスタート！！

群馬県では、食品の安全確保に関する県の施策を総合的かつ計画的に推進していくため、群馬県食品安全基本条例に基づき「群馬県食品安全基本計画」を策定しています。

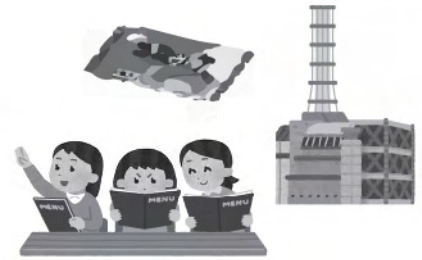
前計画が平成27年度をもって終了したため、引き続き食品の安全・安心の確保に確実に取り組んでいくよう、新しい計画を策定しました。

平成28年度から31年度までの4年間、この計画に基づいて、食の安全を確保するための様々な施策を推進していきます。

◆食をめぐる現状◆

■食の安全・安心を揺るがす事件・事故の発生

- ・放射性物質汚染(東日本大震災による福島第一原子力発電所事故)
- ・冷凍食品への農薬混入事件、食品への異物混入事件
- ・飲食店等メニューの不適正表示



■食品表示法の新制度がスタート

- ・「食品表示法」が平成27年4月に施行
※平成32年度に完全施行



■TPP参加による輸入食品の増大

- ・食品輸入の活発化



■食に関する情報量の増大

- ・インターネットの普及による様々な情報の氾濫



食品の安全等に関する県民意識調査 平成26年8月～9月に実施



→県民の48.9%が「大いに不安」または「どちらかといえば不安」と回答

【不安を感じる項目】

- ・「輸入食品」
- ・「食品の偽装表示」
- ・「放射性物質」
- ・「食中毒」
- ・「残留農薬」

【不安を感じる理由】

- ・「食品の安全性に関する事件や事故が発生しているから」
- ・「生産者、事業者の法令遵守や衛生管理が不安だから」



県に望む対策

- ◎輸入食品の安全確保
- ◎食中毒対策
- ◎食品検査体制の充実
- ◎食品中の放射性物質対策
- ◎農薬使用・残留に関する農産物の安全性確保

◆今後の課題◆

今後は、県民意識調査から明らかになった食品の安全性に対する不安や要望に対応した施策をさらに推進し、県民の食に対する不安の解消を図っていく必要があります。

さらに、食品表示などの制度改正に伴う新たな課題への対応に加え、社会情勢を的確にとらえ、食の安全・安心確保のための施策を推進していくことが求められています。

- ★ 県民が感じている食に対する不安を解消する
- ★ 食の安全・安心を揺るがす事件・事故の発生を防止する
- ★ 消費者と生産者、事業者との信頼関係を向上させる
- ★ 社会環境の変化に対応した食品安全行政を進める



◆計画の目標◆ 「みんなで支える食の安全・安心」

食に関わるすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、互いに理解し信頼を高めることによって、食の安全・安心を関係者みんなで築き支えることを基本理念とし、次の目標に向かって各施策を推進していきます。

I 食品の安全確保

生産から消費に至るすべての段階において、安全対策に取り組み、食の安全を確保します。

II 自主的な取組の推進

生産者、事業者、消費者それぞれが行う食の安全確保のための自主的な取組を支援します。

III 安心の提供

食の安全に関する情報発信と関係者間の相互理解を推進し、食に対する安心を提供します。

～注意～ 春は野草による食中毒が発生する時期です！

気候の良くなるこの時期、山々に芽吹く若葉や新芽、根、実などの食用植物と、有毒植物を誤って食べることによる食中毒が発生します。

有毒植物による食中毒を起こさないようにするため、以下のポイントに注意してください。

- 知らない植物や種類がはっきり分からないものは、絶対に食べない。
- 食用と確実に判断できない植物は絶対に「採らない、食べない、人にあげない」
- 山菜採りの時は、食べられる山菜と有毒植物が混ざらないよう注意する。



間違えやすい植物

有毒植物名	類似する主な食用植物名（部位）
フクジュソウ	フキノトウ（新芽）
チョウセンアサガオ	ゴボウ（根）、オクラ（つぼみ）、ゴマ（種子）
スイセン	ノビル（鱗茎）、ニラ（葉）
トリカブト	ニリンソウ（若葉）
ヤマゴボウ	モリアザミ（根）

もし中毒になってしまったら！！

有毒植物による中毒は、比較的短い潜伏期間の後、症状が現れます。食べてから30分から1時間くらいして、口のしびれ、めまい、嘔吐、下痢、頭痛などの症状がある場合は、すぐに医師の診断を受けましょう。



★★★お知らせ★★★

平成28年度の組織改正により、ぐんま食の安全情報の発行業務は、食品・生活衛生課 食品安全推進室で行うことになりました。

今後も引き続き、食品安全行政にご協力いただきますようお願いいたします。



御意見・御感想
お問い合わせは
こちらへ

〒371-8570 前橋市大手町1-1-1

群馬県健康福祉部 食品・生活衛生課 食品安全推進室

TEL: 027-226-2425 FAX: 027-221-3292

電子メール: shokuseika@pref.gunma.lg.jp